

インフルエンザ予防接種助成について

◆町インフルエンザ予防接種助成の概要

対象者	町内に住んでいる人(住民登録をしている人)で助成区分に該当する人
実施期間	令和元年11月1日から令和2年1月31日まで
接種回数	13歳未満…2回(1回目接種時年齢) 13歳以上…1回(※医師の判断により2回接種になることがあります。ただし、助成の対象になるのは1回のみです)
接種に必要なもの	①住所・氏名・年齢を確認できるもの(免許証や健康保険証、母子健康手帳など) ②自己負担金 ③インフルエンザワクチン助成事業対象者証明書(※生活保護受給者)

11月から、町内の医療機関でインフルエンザの予防接種が始まりました。

インフルエンザの予防と、かかってしまった時の重症化を防ぐためにワクチンの接種が効果的です。助成対象者は、以下の概要をよく読んでから医療機関でワクチンの接種を受けましょう。

◆助成対象者と助成限度額

助成対象者の区分	1回目			2回目			
	接種費用	助成限度額	自己負担額	接種費用	助成限度額	自己負担額	
一般	病院単価による	2,486円	病院単価と町助成の差額	病院単価による	2,486円	病院単価と町助成の差額	
							1歳以上の幼児、小学生 13歳未満の中学生
							13歳以上の中学生 高校生等※ 妊婦
生活保護受給世帯のうち、 1歳～高校生等と妊婦	全額	0円	1歳～13歳未満(1回目接種時)の場合 2回目接種も全額助成				
高齢者	4,972円	2,486円	2,486円 ※医療機関により異なる場合があります	○65歳以上	0円	0円	
				○60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸機能障害またはヒト免疫不全症による身体障害者1級の人			
				生活保護受給者			
				施設入居者			
生活保護者で施設入居者	3,421円	3,421円	0円				

※「高校生等」とは「18歳の誕生日以後、最初の3月31日を迎えるまでの人」とします。

◆町内で助成が受けられる医療機関

医療機関名	電話番号
浅見クリニック	63-2200
小川医院	62-2132
かねこ内科外科クリニック	72-0660
町立猪苗代病院(高齢者のみ)	62-2350
矢吹医院	62-2169
マリアクリニック	66-2700

※町内の介護老人福祉施設(いなわしろホーム、咲楽の里)、介護老人保健施設(ケアテル猪苗代、多生苑猪苗代)で接種できる人は、施設入居者に限ります。

◆町外医療機関・施設で接種を受ける場合

- ①高齢者の区分に該当する人は、県広域予防接種を実施している医療機関・施設であれば自己負担額だけで接種ができます。
- ②1歳から18歳までの子どもと妊婦で、町外の医療機関での接種を希望する人は、償還払い(※)になります。

※「償還払い」とは、一時的に医療機関窓口で料金を支払い、後で町に申請することで助成額を戻す方法のことです。

◆実費で支払った接種料金について

上記の助成対象者に該当する人で、接種料金を実費で支払った人は、接種料金の全額または一部が戻ります。下記の書類を持参の上、町役場保健福祉課窓口で手続きをしてください。

- 持参書類
領収書・接種済証・銀行またはJAの通帳・印鑑(生活保護者は「インフルエンザワクチン接種助成事業対象者証明書」が必要になります)

◆接種にあたっての注意事項

- ①ワクチンを準備する都合上、事前に医療機関などに電話で確認してください。
- ②当日の体調や持病により、予防接種を受けられない場合があります。医師の判断に従ってください。

【問い合わせ先】

保健福祉課 健康づくり係 ☎(62)2115

案内

プレミアム付商品券購入引換券の交付申請はお済みですか

町では、消費税率の引き上げに伴う低所得者世帯(住民税非課税者)への影響緩和と、地域の消費の下支えをするために「プレミアム付商品券購入引換券」の申請受け付けを行っています。

申請期間は11月29日までです。申請期間を過ぎると購入引換券を受け取ることができませんので、ご注意ください。

なお、申請対象者となる可能性のある人には、8月に案内と申請書を郵送しています。

▼申請対象者
令和元年度の住民税が課税されていない人

※ただし、課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において、どなたかの扶養となっているなど)や生活保護の受給者である場合などは、対象となりません。

▼申請方法

○申請書提出先 保健福祉課

○申請受付期間 11月29日(金)まで

▼問い合わせ先
保健福祉課 社会福祉係
☎(62)2115

福祉

11月は児童虐待防止推進月間です
「189(いちはやく)ちいさな命に待ったなし」

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。「児童虐待かも？」と思ったらすぐにお電話ください。あなたの一本のお電話で救われる子どもがいます。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

▼児童虐待とは？

○身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、溺れさせる、家の外にしまえなど

○性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

○ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

○心理的虐待
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

虐待を受けたと思われる子どもがいたら、ご自身が出産や子育てに悩んだら、子育てに悩む親がいたら、児童相談所や町保健福祉課にご連絡ください。

▼相談・連絡先

児童相談所全国共通三桁ダイヤル 189(いちはやく)

保健福祉課 社会福祉係

☎(62)2115

※猪苗代町役場における虐待相談・連絡の窓口は、児童・高齢者・障がい者ともに保健福祉課です。

補助金

6次化推進事業補助金のお知らせ

町産農畜産物を利用した6次産業化に取り組む農業者や団体を応援します。

▼補助内容

6次化産品開発にかかる経費、既存商品の販路拡大やさらなる高付加価値化に経費の一部を補助

▼対象者

町内に在住する農業者、任意団体、法人など

▼補助額

上限10万円

▼締め切り

令和2年1月31日(金)

▼問い合わせ先

農林課 農業振興係

☎(62)2116

議会

12月議会を
傍聴しませんか

議会の本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。議場は町役場3階です。傍聴する人は、傍聴席入口にある受付簿に住所・氏名・年齢を記入し入場してください。

なお、議事を妨害する恐れのある人は入場できないなど、傍聴の際には注意事項がありますので、職員の指示に従ってください。

▼開会予定日 12月3日(火)

※一般質問は9日(月)、10日(火)の予定です。

▼問い合わせ先

議会事務局 議事係
☎(62)5666

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員が役所(国、県、市町村)や特殊法人(N・T・T、J・Rなど)の仕事についての相談に応じ、その解決のお手伝いをします。

定例相談会は毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

▼開催日時

11月20日(水)、12月18日(水) 午後1時から午後3時まで

▼場所

町役場3階 日本間

▼その他

相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62) 2111

悩み事お聞きします「第71回人権週間」

12月10日は「人権デー」(世界人権宣言採択日)です。これを記念して法務省および人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「第71回人権週間」とし、この1週間を中心に積極的な啓発活動が各地で行われます。

企画財務課 企画調整係
☎(62) 2112

お知らせ

千葉県八街市へ見舞金を送りました

町では、このたびの台風15号で被災した千葉県八街市へ見舞金(30万円)と見舞状を10月4日に送りました。

東日本大震災の際に、被災地支援八街市民の会より、学校給食食材として八街特産農産物を平成23年5月から平成27年7月までに計14回の提供をいただいた経緯があり、このたびお見舞

善意をありがとうございます

小林栄顕彰会

小林栄顕彰会の新城猪之吉理事長らは10月18日、町役場を訪れ、町教育委員会に小林栄の功績を紹介する冊子を寄贈しました。冊子は、町内の小学校4年生118人と小中学校の教員127人に配布されます。新城理事長は「地域の偉人について学んでほしい」と話しました。



宇南山忠明教育長に冊子を手渡す新城理事長(右)ら

町でも、次の日程で人権擁護委員・行政相談委員の合同相談会を開催します。差別、いじめ、嫌がらせなど、人権問題でお困りの人は一人で悩まず相談してください。

▼開催日時

12月6日(金)

午前10時から午後3時

▼場所

町役場3階 第4委員会室

▼その他

相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62) 2111

手当

特別児童扶養手当 障がいのあるお子さんのために

この手当は、身体・精神に中度または重度の障がいがある20歳未満の児童を監護・養育している人に支給されます。

※次のような場合は、手当は支給されません。

- ① 手当を受けようとする人、対象児童が日本に住所を有しない場合
- ② 児童が障害児入所施設などの施設に入所している場合
- ③ 児童が障がい理由として厚

いを申し上げました。

本宮市に職員を派遣

このたびの台風19号により一級河川阿武隈川の決壊や氾濫により住宅などに甚大な被害が生じた市町村から、県を通じて応援の依頼がありました。

町では、応援依頼のあった本宮市に対して、避難生活を余儀なくされている被災者の皆さんに対する長期的なケアや被災地域の個別訪問などによる健康相談を支援するため、10月23日から11月8日まで、町保健師を派遣しました。

▼問い合わせ先

総務課 行政管理係

☎(62) 2111

生年金などの公的年金を受けることができる場合

▼手当を受ける手続き

次の書類を添えて保健福祉課窓口で手続きをしてください。

- ① 認定請求書(保健福祉課に用意してあります)
- ② 請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票
- ③ 所定の診断書(療育手帳「A」および身体障害者手帳「1・2・3級」の場合はその写しにより診断書を省略できる場合があります)
- ④ 通帳の写し
- ⑤ その他必要な書類

▼手当の支払い

提出された書類を審査し、県知事が認定します。認定されると請求した月の翌月から、年3回、4ヶ月分の手当が支給されます。

▼手当の月額

1級...52,200円
2級...34,770円

▼支給制限

受給資格者本人およびその扶養義務者などの所得が限度額以上ある場合、その年度(8月から翌年7月)の手当は支給停止となります。

▼その他

障がいの種類や程度、所得制限限度額など手続きに関する詳細については、次までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

県児童家庭課

☎024(521)7176

保健福祉課 社会福祉係

☎(62) 2115

催し

水環境保全のイベント 11月22日に開催します

町では、幅広い世代の水環境保全にかかる情報の共有や、水環境保全活動の推進を図ることを目的に、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全フォーラム&猪苗代湖子ども交流会2019」を開催します。

当日は、第17回猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト作品展示や、流域小学校の児童による水環境保全活動の発表が行われます。どなたでも入場無料をご覧ください。

▼日時

11月22日(金)

午後1時から午後3時半まで

▼場所

学びいな 大研修室

▼その他

入場無料

11月15日(金)までにお申込ください

▼問い合わせ先

環境係

☎(62) 2114

油流出事故を防止しましょう

家庭のホームタンクや事業所のタンクから、灯油などが河川等に流出する事故が例年この時期に多く発生しています。

特に冬期間の灯油の詰め替え時に多く発生しており、気を付けていれば防げたものがほとんどです。油流出事故は、水源や農業、漁業への被害や環境汚染につながるほか、措置等に伴う費用負担が生じます。

灯油などの油類を扱う際は、事故を起こさないよう十分注意してください。

◎事故を起こさないための心掛け

①給油現場を離れない!

ホームタンクなどから灯油を小分けしている時は、絶対にその場を離れないようにしましょう。

②給油後の弁の閉め忘れに注意する!

給油後は、バルブやコックなどを完全に閉めたことを確認しましょう。

③屋根からの落雪や除雪時に注意する!

屋根からの落雪や除雪作業時に、ホームタンクや配管が破損しないよう注意しましょう。

④点検を行う!

ホームタンクや配管に破損や老朽化による亀裂、漏洩、油臭などが定期的な点検を行いましょう。

◎万が一、油を流出させてしまったら...

◎油の流出を発見したら...

①油を回収する!

すぐに布や新聞紙などで回収しましょう。流出してしまった油の回収には、オイルフェンスやマットなどを使用するため、回収に要した費用は、原因者が負担することになります。

②連絡する!

会津地方振興局 県民環境部環境課 ☎(29) 3912

猪苗代消防署 ☎(62) 4433

町民生活課 環境係 ☎(62) 2114